

八代のアサリ漁業V字回復実証事業委託業務
仕様書

1 業務名

八代のアサリ漁業V字回復実証事業委託業務

2 業務の目的

本市では、第2期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口減少を抑制し、持続可能な地域社会を築くことを目標に、若者を中心とした多様な世代が生き生きと暮らし、働き、子育てできる” やつしろ” を目指している。特に、本市の主要産業である農林水産分野では、「稼げる農林水産業の推進」を基本戦略の1つに掲げ、スマート農林水産業の推進に向けた「水産業へのスマート技術の導入支援」はもとより、農林水産物のブランド確立・販路拡大に向け「民間ECサイト等のITを活用した販路の開発」「消費者ニーズを踏まえた新商品開発」を目指しているところである。ただ、近年は、様々な海象環境の変化等の複合的な要因により浅海域の水産資源が減少、平成20年以降は主要水産物であったアサリの激減とノリの不作により、漁業就業者や経営体数が減少する一方で、残された漁業就業者の高齢化も進み、持続可能な水産業の維持に向け厳しい経営状況が続いている。

本事業は、八代の水産業の要ともいえるアサリを対象に、「漁獲量の拡大」、「漁業収益の向上」の2つの視点に着目、デジタル技術・機器を活用した実証事業を通して効果と課題を検証、漁業就業者の収益安定化、深刻化する後継者不足の解消を図ることを目的とするものである。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）までとする。

4 業務の内容

業務の内容は、以下に記載する業務とする。ただし、業務実施については（2）～（5）の一部に学術研究機関との連携及びデジタル技術・機器等を活用した取組を含むものとする。

（1）業務計画

業務内容や工程を精査し、円滑な業務遂行のために業務計画を作成するとともに、その進捗管理を適切に行う。

（2）産地別アサリの特性の明確化

本市では、鏡、大島、千反、金剛及び二見等の複数地区でアサリが漁獲されており、その地区ごとに、アサリの特性が違うものと推察している。これらの八代産アサリのアピールに向けては、他地域産アサリと比較した八代産アサリの特性把握が重要である。

ここでは、比較対象、比較手法及び比較項目を企画検討しつつ、企画した比較分析を実施することで、八代産アサリが他地域産アサリよりも優位な点をアピールする基礎資料とする。

(3) 垂下式育成の実証試験及び適地診断に向けた環境データ収集

アサリ漁業の収益拡大に向けては、他産地で収益拡大に効果を上げている垂下式育成に着目した取組みが重要である。

垂下式育成実証試験の手法、効果検証項目を企画検討しつつ、八代管内漁場において実際に実証試験を実施することで、効果と課題を把握、導入の可能性を検証する。ただし、垂下式育成実証試験を行うには熊本県からの特別養殖の承認が必要となり、承認には1か月程度を要する。なお、熊本県への申請については発注者が行うものとするが、申請に必要な資料については受注者が提供を行うものとする。試験は承認後から開始することとし、計画する際は留意すること。

また、併せて、次年度以降での漁場拡大に向けた環境データの収集を目的に、データ収集の手法、収集するデータ項目を企画検討、八代管内漁場において実際にデータ収集、分析、比較を行うことで、漁場拡大に向けた適地診断の基礎資料とする。

なお、垂下式育成に使用するカゴは、「SEAPA社製バスケット」か「HEXCYL社製バスケット」であれば、貸出し可能である（SEAPA社製：80個、HEXCYL社製：20個）。

(4) ブランド化に向けた試験販売

八代産アサリの産地認識を高め、ブランド化を図っていくために試験販売を行う。

試験販売の手法、効果検証手法を企画検討し、実際に、試験販売を実施することで、試験販売の効果と課題を確認、今後の本格的な販売を検討する基礎資料とする。

(5) 漁獲作業の省力化実証

漁獲量の拡大に向けては、現状の漁獲減の要因となっている「食害対策」が重要となる一方で、漁業就業者減、就業者の高齢化に端を発する漁獲減に着目した取組みも重要である。本業務では、漁業の労働負荷の軽減による漁獲量拡大を目的に、漁獲作業の省力化実証を実施する。

漁獲作業の省力化は、実証の手法、効果検証項目を企画検討し、実証を通して効果と課題を検証、今後の漁獲量拡大の基礎資料とする。

(6) 八代うまかアサリ研究会の運営・支援

業務実施については、研究会による会議を開催し進めるものとし、研究会の運営・支援として、「会議資料の作成」、「会議での資料説明」と「協議録の作成」等を行うものとする。

なお、本年度業務による研究会の会議は「4回以上」の開催を予定する。

5 成果品

(1) 本業務で収集及び作成した資料や議事録等の関係データ一式

※ 納品する電子データについては、汎用性が高く、庁内PCで修正や編集が可能なファイル形式で作成すること。

6 契約方法

(1) 総額契約とする。なお、見積書には、消費税相当額を除いた総額を記入すること。

(2) 契約締結における消費税率等は10%とし、1円未満の端数は切捨てとする。

7 注意事項

(1) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。

(2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、随時事務局と打ち合わせを行い、業務集中時には確実に対応ができるようにすること。

(3) 受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。また、業務終了後も同様である。

- (4) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、事務局と協議の上、実施すること。
- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに事務局が必要と認める訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。
- (6) 業務に必要な資料、備品で発注者が所有している提供可能な資料、備品については、貸与する。この場合、貸与を受けた資料、備品については、そのリストを作成の上、発注者に提出し、業務完了後は、速やかに返却すること。
- (7) 本業務で得られた成果品の著作権、利用権は、ホームページへの掲載を含め、発注者に帰属する。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。